

申 請

平成 23 年 8 月 29 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
管 直人 殿

神奈川県知事
黒岩 裕司

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に
基づく平成 23 年 6 月 27 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

南足柄市において産出された茶（三番茶以降）

解除を申請する理由：別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

南足柄市で産出される三番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

| 品 目 | 地 点 | 検査日 | 測定結果 |
|----------|-------|------|--------------------|
| | | | 放射性セシウム (Bq/kg) |
| 一番茶 (生葉) | 南足柄市① | 5/10 | 5 7 0 |
| 三番茶 (荒茶) | 南足柄市① | 8/23 | 3 5 0 |
| | 南足柄市② | | 4 3 0 |
| | 南足柄市③ | | 2 1 8 |

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、市内で3か所以上の地点においてモニタリング検査を実施し、公表する。

4 解除後の出荷管理

各荒茶工場及び株式会社神奈川県農協茶業センター等出荷団体に対し、出荷先の捕捉を可能とするため、入荷先及び販売先等の記録の保存を求める。

また、南足柄市で産出された本年産茶（一番茶）、また、小田原市、相模原市、中井町、松田町、山北町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村で産出された本年産茶については引き続き流通させないよう、該当市、関係農業団体及び事業者に対し、文書指導をするとともに、巡回による指導を徹底する。

なお、南足柄市で生産された本年産一番茶の荒茶については、南足柄市内の荒茶工場にはなく、廃棄処分もしくは、山北町の株式会社神奈川県農協茶業センターに隔離して保管されている。今後とも、これらの荒茶が南足柄市産の三番茶と混ざることがないように、巡回による指導を徹底する。
(南足柄市における二番茶の収穫はない。)

5 解除後のモニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が出た場合、該当地域の「茶」について、すみやかに出荷自粛を要請する。

[神奈川県における茶の出荷制限状況]

